

原子力施設等におけるトピックス
(令和5年2月20日～2月26日)

令和5年3月1日
原子力規制庁

○令和5年2月20日～2月26日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和5年2月20日～2月26日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
2月21日	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	運転上の制限の逸脱について	・LCO逸脱 21日 10:39 (保安規定第61条) ・LCO復帰 21日 22:43

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

(別紙)日本原子力発電株式会社からの報告の概要

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [原子力施設別表示](#)

現在位置

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [日本原子力発電株式会社](#) [東海第二発電所](#)

日本原子力発電(株)から東海第二発電所における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会

掲載日：2023年2月21日

日本原子力発電(株)から東海第二発電所における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年2月21日に日本原子力発電株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、東海第二発電所の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

 [東海第二発電所の運転上の制限の逸脱について【PDF：512KB】](#)

関係ページ

[日本原子力発電株式会社](#) [東海第二発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（実用炉監視担当）：杉本 孝信

担当：水野、志賀

電話（直通）

03-5114-2262

電話（代表）

03-3581-3352

東海第二発電所の運転上の制限の逸脱について

東海第二発電所（沸騰水型軽水炉，定格電気出力110万キロワット）は第25回定期事業者検査中，2月21日10時36分，非常用ディーゼル発電機（2C）（以下「D/G2C」という。）の機能維持確認試験（定期確認）を実施していたところ，D/G2Cの冷却用海水ポンプが自動停止しました。

このため，2月21日10時39分，D/G2Cを待機除外とし，東海第二発電所原子炉施設保安規定第61条で定める運転上の制限の逸脱*を宣言しました。

なお，外部電源及び高圧電源車において，安全上必要な電源を確保しており，使用済燃料プールの冷却系など発電所設備に異常はありません。

今後，速やかに原因を調査するとともに必要な対策を行い，D/G2Cの復旧に向けた取り組みを行います。

また，本事象による外部への放射性物質の放出はなく，環境への影響はありません。

* 運転上の制限の逸脱

現在，原子炉は停止中であり，保安規定第61条において非常用ディーゼル発電機は，2台の非常用発電設備が動作可能であることが要求されています。

東海第二発電所では，非常用発電設備として，3台の非常用ディーゼル発電機に加え，高圧電源車があります。事象発生時は，非常用ディーゼル発電機2台を作業により計画的に待機除外としており，D/G2C，高圧電源車が待機中でした。

なお，保安規定で定める運転上の制限とは，この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能力的能力又は性能水準を示したものです。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になりましたが，直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではありません。

以上

2023年2月22日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 非常用ディーゼル発電機（2C）冷却用海水ポンプの自動停止からの復旧について（運転上の制限の逸脱からの復帰）

当社、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット）は第25回定期事業者検査中、2月21日10時36分、非常用ディーゼル発電機（2C）（以下「D/G2C」という。）の機能維持確認試験（定期確認）を実施していたところ、D/G2Cの冷却用海水ポンプが自動停止しました。

このため、2月21日10時39分、D/G2Cを待機除外とし、東海第二発電所原子炉施設保安規定第61条で定める運転上の制限の逸脱^{*1}を宣言しました。

なお、外部電源及び高圧電源車において、安全上必要な電源を確保しており、使用済燃料プールの冷却系など発電所設備に異常はありません。

また、本事象による外部への放射性物質の放出はなく、環境への影響はありません。

（2023年2月21日お知らせ済み）

その後、当該冷却用海水ポンプの点検を実施し、異常がないことを確認しました。また、自動停止に係るMCC^{*2}ユニットについても点検し、異常がないことを確認した上で、MCCユニットについては念のため交換を実施しました。

その上で、再度、機能維持確認試験（定期確認）を実施した結果、当該冷却用海水ポンプを含むD/G2Cが正常に運転できることを確認したことから、2月21日22時43分に運転上の制限内への復帰を宣言しました。

本事象については、今後、再発防止に向け調査を行い、必要な対策を講じてまいります。

***1 運転上の制限の逸脱**

現在、原子炉は停止中であり、保安規定第61条において非常用ディーゼル発電機は、2台の非常用発電設備が動作可能であることが要求されています。

東海第二発電所では、非常用発電設備として、3台の非常用ディーゼル発電機に加え、高圧電源車があります。事象発生時は、非常用ディーゼル発電機2台を作業により計画的に待機除外としており、D/G2C、高圧電源車が待機中でした。

なお、保安規定で定める運転上の制限とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能的能力又は性能水準を示したものです。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になりましたが、直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではありません。

***2 MCC（モータコントロールセンター）**

発電所設備に電力を供給する低圧用配電盤。

このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報（保全品質情報[※]）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社はもとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。